

平成26年度 事業計画

基本理念

「全ての住民が共に生き、支えあい、
より豊かな生活を創り出す福祉コミュニティを実現する」

福祉目標

「元気 いきいき ささえあい 生きがいのある まちづくり」

社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会

基本方針

近年地域社会を取り巻く状況は、急速な少子高齢化・核家族化に伴い、近所付き合いの希薄化や過疎化などにより、従来地域でおこなわれてきた「支えあい」の構図が大きく変わり、家族や地域とのつながりが急速に薄れ「無縁社会」が郡部にも押し寄せようとしています。

また、まだまだ郡部には経済の好況感が浸透せず生活困窮者の増加など、自分では解決困難な生活課題を抱えたままで、地域社会から孤立している高齢者の福祉課題も近年ますます大きなものとなっています。

このような状況下で、「地域福祉の推進を図ることを目的とした中核的な団体」：社会福祉協議会には、地域における住民の自立生活に目を向ける個別支援と、福祉コミュニティづくりを柱とする地域福祉の確立、すなわち町民一人ひとりに「無縁社会」に対する警鐘を鳴らし、「ささえあい社会」に向けた連帯を呼びかける責務があります。

佐用町社会福祉協議会（以下「本会」という）では、推進期間を平成24年度～平成28年度の5年間とした、さようふくしプラン（第2次地域福祉推進計画：以下「さようふくしプラン」という）に沿って、地域住民の生活の質の向上と福祉の充実を願いつつ、住み慣れた地域の中で互いに支えあい、且つ安心して自分らしく、いきいきと暮らせる地域社会を創造・構築するため、「全ての住民が共に生き、支えあい、より豊かな生活を創り出す福祉コミュニティを実現する」という基本理念の下、地域住民・ボランティアの参画と参加をいただきながら役職員一丸となって各種事業に取り組みます。

また、介護サービスのさらなる充実の観点から「いつまでも、住み慣れた家で、住み慣れた地域で暮らし続けたい」という誰にでもある願いに応えるため、行政や福祉・医療等との連携を一層図り、介護サービス提供体制の整備や質の向上に努め、研鑽を怠らず常に利用者の立場に立った心のこもった介護サービスの提供に努めます。

重点事項

- (1)『みんなでつくる、地域支えあい体制づくり』のため、小地域における福祉関係者のさらなるネットワークづくりに努めます。あんないの関係団体
- (2)『誰もが尊厳を守られる地域社会づくり』のため、誰もが安心して生活できる、共に生きる地域づくりに努めます。
- (3)『さようふくしプランの着実な推進』のため、事業項目の点検評価と必要ならば見直しも図り、住民の参画と協働をいただき地域福祉活動を推進します。
- (4)『安定的・継続的、且つ一層の質の向上を図る』ため、職員研修に積極的に参加し、福祉人材の確保と育成・定着及び資質向上に努めます。
- (5)『本会経営の活性化と安定化』のため、法人運営の基盤である理事会、評議員会を開催します。広範囲の意見等をいただく

具体的な事業活動

1. 地域福祉活動の推進

さようふくしプランでは、地域福祉活動の目指すところを、「私たちが毎日を快適に安心して暮らしていくために、それぞれの地域で抱えている課題や問題を解決していくことです。地域の中で援助を必要とする人が孤立することがないように、そこに住む人々がみんなで問題の解決に向けて考え、支えあい、助けあいながら自分にできる範囲で活動していくこと。」と、定義しています。

小地域を単位として高齢者や障がい者（児）及び子育て中の親子など援護・支援を必要とする全ての人が、地域の中で安心して生活が送れるよう地域住民の参加と協力をいただきながら、本会職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの持ち場で一生懸命努力します。

(1) 三者連絡会の推進

平成25年度から本格的に取り組んでいる、職員による地域担当制のレベルアップを図り、小地域での活動支援がより細やかに推進できるように努めます。

また、各地域で福祉活動の中心的役割を担う本会委嘱の福祉委員と、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員との連携をより強固にするため昨年引き

続き三者連絡会を開催し、「援助の必要な人の状況調査」「援護者マップづくり」等情報共有の場づくりに努めます。また、集落福祉座談会開催要望にも応えます。

- (2) 各種団体との連携を図り活動を支援
自治会、民生委員・児童委員協議会・地域づくり協議会
- (3) ふれあい・いきいきサロン事業の継続実施
- (4) まちの子育てひろば事業
- (5) 放課後子ども教室事業（C三日月：町受託）
- (6) 介護支援課・各きらめきケアセンターとの連携

2. 在宅福祉活動の推進

「住み慣れた地域で安心して暮らしたい」という、誰もが望む願いを実現するため、食の自立支援事業をはじめ高齢者の生きがいと健康づくり推進事業等を町と連携し、関係機関、団体等の協力を得ながら実施するとともに、介護予防から生活支援まで安心して在宅で生活を続けられるようサービスの充実を図ります。

- (1) 町からの受託事業の取り組み
 - ① 食の自立支援事業（給食サービス）
 - ② 福祉車両による移送サービス事業
 - ③ 家族介護用品支給事業
 - ④ 家族介護者交流事業（在宅介護者のつどい）
 - ⑤ 家族介護教室事業
 - ⑥ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（体験デイサービス事業）
 - ⑦ 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業（ふとんクリーニング）
 - ⑧ 福祉（弁護士）相談事業
 - ⑨ 地域包括支援センターランチ事業
 - ⑩ 特定高齢者把握事業
- (2) 高齢者並びにひとり暮らし高齢者のつどい事業
- (3) 高齢者を対象におしゃべりクッキング事業
- (4) 安否確認、友愛訪問活動の実施
- (5) 福祉用具貸出事業
- (6) 福祉車両の貸出事業
- (7) イベント用品、ゲーム用品等各種備品の貸出事業

3. 福祉総合相談活動の推進

生活保護受給者が増加を続ける中、生活困窮者に対する自立支援は、生活保護に至る前の段階から早期、且つ継続的な支援を行い、困窮状態からの早期脱却を

図る上で重要であります。

セーフティネットづくりに向けて、町と緊密な連携協議を図ります。

また、広く住民の生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行うことで地域住民の福祉の増進を図ります。また、専門的な相談に対応するため弁護士による相談所を引き続き開設します。

なお、平成27年度から施行予定の「生活困窮者自立支援制度」に向けた情報取得に町と連携を深め、公民協働による新たな制度づくりに努めます。

- (1) 弁護士による福祉相談所の開設（年8回：町受託事業）
- (2) 福祉サービス利用援助事業の利用促進
- (3) 生活福祉資金・総合支援資金・臨時特例つなぎ資金の相談及び貸付
- (4) 西播磨成年後見支援センター（仮称）設置に向けた、町との積極的な連携

4. ボランティアセンターの運営

地域活動を支える柱は豊富な人材です。しかし、地域のボランティアは高齢化が進み、今後の活動を支えていくボランティアを増やしていくことは大きな課題となっています。

本会では、ボランティアの発掘や養成、情報提供などの環境整備を行い、多くの方がボランティアとして参加できるよう支援します。

また、災害時において関係機関やボランティアと協力して「災害ボランティアセンター」を運営するために、平時からネットワークづくりや人材育成を進めていきます。

- (1) ボランティアグループの把握
- (2) ボランティア連絡会の活動支援
- (3) ボランティアグループへの活動支援
- (4) ボランティアコーディネーターによる相談と地域啓発、発掘
- (5) ボランティア養成講座の開催
- (6) 災害・緊急時の災害ボランティアセンターの立ち上げ
- (7) 万一の事故に備えてボランティア市民活動災害共済、ボランティア活動等行
事用保険の推進

5. 情報発信活動

平成17年10月に旧4町社協の合併以降、平成26年2月号で広報紙・社協だより「かがやき」が通算100号の発行をみました。

今まで以上にホームページ等を有効活用して、町民の誰もが情報を得られるよう、内容をより一層充実させるとともに、より分かりやすい情報提供を行います。

また、ニーズ・課題を意識調査や集落単位の福祉座談会など様々な手法によっ

て、地域の福祉力を高める手段としての取り組みを進めます。

- (1) 社協だより（かがやき）の毎月発行
- (2) ホームページによる情報提供
- (3) 防災行政無線及び佐用チャンネル、新聞等を活用し社協事業のPR
- (4) 社協会員募集チラシの発行

6. 福祉教育の取り組み

町内全小中学校を福祉協力校として指定し、各校ではそれぞれ趣向を凝らし、地域資源を活用しての活動をいただいています。

また昨年度には、佐用高等学校にも要請したところ快くご理解と取り組みにご協力をいただきました。

よりよい活動に取り組めるよう、教育委員会と連携しながら福祉の大切さや助け合いの気持ち、やさしい心を学ぶ実践活動や総合学習の支援に努めます。

児童・生徒だけでなく、住民を対象とした福祉教育の推進を図り、気づきの場づくりに努めます。

- (1) 福祉教育協力校指定事業
- (2) 世代間交流の支援
- (3) トライやる・ウィークへの受け入れ協力

7. 共同募金配分金事業

共同募金会から配分金並びに歳末たすけあい配分金を受け、次の事業に取り組みます。

なお、平成26年度を初年度とする公募による助成事業を実施します。

- (1) 共同募金配分金事業
 - ① まちの子育てひろば事業
 - ② 福祉教育の推進（福祉協力校助成）
 - ③ 公募による各種福祉団体へ助成（かがやくまちづくり応援助成事業）
 - ④ 社協だより「かがやき」の毎月発行
- (2) 歳末たすけあい配分金事業
 - ① 正月短期里子受託事業への協力
 - ② 歳末愛のお助け隊 対象者：85歳以上ひとり暮らし高齢者
（灯油、おせち、正月用生花の配達）
 - ③ 春愛の餅つき大会
 - ④ まちの子育てひろば合同イベント

8. 公益事業の推進

(1) 下記の施設は佐用町所有ですが、指定管理者制度を受けることにより、ほぼ介護事業に特化することが可能となり、一層効果的な福祉サービス提供に努めます。

- ①久崎老人福祉センター（センター上月）の指定管理
- ②南光地域福祉センター（センターひまわり）の指定管理

(2) 公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び運転免許を保有しない住民等の外出の利便を図り、社会参加の促進及び交通空白地の解消をめざす過疎地有償運送事業のさらなる啓発活動と利用率向上に努めます。

- ① 過疎地有償運送事業（さよさよサービス・江川ふれあい号）

9. 収益事業の推進

(1) 社会福祉法第26条により次の事業を継続して行います。

- ①売店運営事業
- ②喫茶店運営事業

10. 介護サービス事業所の運営

「高齢者の自立支援」を基本理念に介護保険制度が平成12年4月に始まってから15年目を迎え、この間老後を支える仕組みとして着実に浸透しましたが、介護サービス利用者の急増に伴う介護保険財政の悪化や介護サービス提供体制の充実などが課題となっています。

本会では、平成17年10月3日の合併以後、介護サービス事業として訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、居宅介護支援事業及び障害者総合支援法に基づく居宅介護及び重度訪問介護、同行援護、移動支援、身体障害者（児）訪問入浴を実施してきました。

平成26年度も、「いつまでも、住み慣れた家で、地域で暮らし続けたい」という普遍的な願いに応えるため、事業所を取り巻く外部環境に的確に対応し、継続的に介護サービスが提供できる体制を整えます。

とりわけ、平成27年度の介護保険制度改正にあっては、要支援1・2の対象者について介護保険の給付から訪問介護と通所介護を対象外とし市町の地域支援事業に再編すること、また特別養護老人ホーム入所対象者を原則要介護3以上に限定すること、さらには高所得者の利用者負担を1割以上とすることなどの動きが報道されており、本会の各介護サービスに大きな影響が生じることが予測されます。

このような動きを見誤ることなく、行政や福祉・医療等の関係機関と連携を図りながら、介護サービスの質の向上に努め、常に利用者の立場に立った心のこもった介護サービスの提供に努めます。

1) 運営体制

(1) きらめきケアセンター（南光地域福祉センター内）の運営

- ①訪問介護事業
- ②訪問入浴介護事業
- ③通所介護事業
- ④居宅介護支援事業

(2) きらめきケアセンター佐用（佐用町地域福祉センター内）の運営

- ①通所介護事業

(3) きらめきケアセンター上月（久崎老人福祉センター内）の運営

- ①通所介護事業

2) 各介護サービスの推進

(1) 訪問介護事業

要介護者の「いつまでも住み慣れた家で、地域で暮らし続けたい」という切実な願いをかなえるため、食事や入浴、排泄等の身体介護サービスや調理や洗濯、掃除、買い物などの生活援助サービスをご利用者の残存機能を生かしながら提供します。

①訪問介護（要介護1～5対象）

②介護予防訪問介護（要支援1・2対象）

③障害者総合支援法関連

- ・障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護）
- ・地域生活支援事業（移動支援、訪問入浴サービス）

対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者）

(2) 通所介護事業

平成24年度の介護報酬の改定が影響し、通所介護事業は厳しい運営状況となっています。通所介護事業の目的は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう必要な介護及び機能訓練、レクリエーションなどを行い、利用者の社会的孤立感の解消及び生活機能の維持・改善を図ることにあり、運営上の課題を把握しながら、この原点に立った運営に努めます。

また、きらめきケアセンター南光及び佐用では、利用者から選ばれる特色あるデイサービスの運営や家族の介護負担軽減につなげるため平成25年度から利用時間を延長して運営しています。

平成26年度は、これまで以上に介護サービスの内容を充実させることはもとより、様々な角度から経営状況を分析し、継続的な事業実施体制づくりに努めます。

①通所介護（要介護1～5対象）

②介護予防通所介護（要支援1・2対象）

(3) 訪問入浴介護事業

「お風呂に入りたい」という願いをかなえるため、身体の清潔や心身機能の維持、介護負担の軽減につなげます。

また、感染症予防対策を十分におこない、主治医や関係医療機関、ケアマネジャー等と連携しながら訪問入浴サービスを提供します。

- ①訪問入浴介護（要介護1～5対象）
- ②介護予防訪問入浴介護（要支援1・2対象）
- ③地域生活支援事業訪問入浴介護サービス

(4) 居宅介護支援事業

在宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容等を定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

また、居宅サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントをおこないます。

- ①居宅介護支援事業（要介護1～5対象）
- ②介護予防居宅介護支援事業（要支援1・2対象）

1.1. 人材確保・育成

(1) 職員の資質向上

職員の資質の向上のために、各種研修会の参加や内部研修会の実施により、知識及び技術、倫理性を高めます。

- ①人事考課の実施
- ②内部研修や外部研修への参加
- ③資格取得の推奨

(2) 法令遵守

各種法令を遵守し、利用者やその家族、地域住民との信頼関係の構築に努めます。

(3) 障がい者の雇用確保

障がい者雇用促進法に則り、該当事業主として常勤換算職員1名の雇用確保を平成25年度に引き続き図ります。

(4) 地域との連携強化

職員一人ひとりが本会の一員であることの自覚を持ち、本会の使命を意識し、部署を超えての連携強化に努め、地域に貢献できる活動を積極的に推進します。

(5) 働きやすい環境づくり

働きやすい職場環境づくりを進めるために、業務改善に取り組み、職場環境の改善を図ります。

(6) 職員の健康管理

- ① 産業医による健康管理指導
- ② 上部機関による健康予防（労働災害予防）研修への積極的受講
- ③ 職員検診の実施
- ④ インフルエンザ予防接種への助成

12. 法人運営の基盤強化

(1) 理事会・評議員会・正副会長会の開催

本会の健全経営、総合的な福祉課題に対応するため、理事会・評議員会を適宜開催します。

正副会長会を定期的（月1回）に開催して社協運営の活性化を図ります。

(2) 財政基盤の安定

地域福祉活動事業の安定的実施のため、財源となる社協会員制度の推進と共同募金運動の啓発と促進を図るとともに、その用途を明確にし、広く住民に知らせ、理解を求めます。

①一般・賛助会員の募集と取り組みの強化

毎年7月を強調月間とし、一般会員を募集するとともに、11月には町内の各事業所を対象に賛助会員の募集に取り組みます。

ア. 一般会費 1口 1,000円

イ. 賛助会費 1口 3,000円

②補助金・助成金・受託金の適正化

行政に対し、社協に課せられた役割を果たすことにより、その役割の必要性と認識を高めてもらい、運営に適した補助金・助成金・受託金の確保に努めます。

③事業の効果測定やコストの把握など、事業評価を適切におこない、より効果的で効率的な運営に努めます。

④善意銀行の預託金を有効に活用

⑤基金・積立金の効率的、安定的運用

ア. 財政調整積立金 (歳入補填)

イ. 福祉活動積立金

ウ. 車両運搬具購入積立金 (公用車3台更新)

エ. 器具及び備品購入積立金

⑥事務の効率化と経費削減

⑦共同募金・歳末たすけあい運動による配分金の有効活用

- ⑧新会計基準移行 本会が行う全ての事業（社会福祉・公益・収益各事業）を適用対象とし、事務の簡素化・財務状況の明確・外部への情報公開

13. その他

- (1) 災害見舞い等の見舞事業の実施
- (2) 佐用町共同募金委員会への協力
- (3) 緊急生活支援物資支給事業の実施
- (4) 行路人援護の実施